

別紙

意見公募要領

1 意見公募対象

<省令案>

- (1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (別添 1)

<告示案>

- (2) 登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件(平成 23 年総務省告示第 278 号)の一部を改正する告示案 (別添 2)
- (3) 登録検査等事業者が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定める件(平成 23 年総務省告示第 279 号)の一部を改正する告示案 (別添 3)
- (4) 電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件(令和 2 年総務省告示第 180 号)の一部を改正する告示案 (別添 4)

<訓令案>

- (5) 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 (別添 5)

2 意見公募の趣旨・目的・背景

本年 6 月に Beyond 5G 推進戦略懇談会にて、取りまとめられた提言においては、Beyond 5G に向けた技術開発を促進するため、実験等無線局免許の取得・変更手続を緩和することとし、可能なものから速やかに措置することが掲げられたところです。

当該提言を受けて、総務省では、関係業界団体等からの要望を踏まえ、実験試験局の免許取得に係る手続の簡素化等を図るため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等を作成しましたので、令和 2 年 9 月 15 日(火)から同年 10 月 16 日(金)までの間、意見募集を実施します。なお、主な改正内容は以下のとおりです。

- (1) 適合表示無線設備を用いて開設する実験試験局(宇宙無線通信を行うものを除く。)について、簡易な免許手続(予備免許及び検査の省略)を適用すること。
- (2) 実験試験局の技術基準について、空中線電力の許容偏差の下限値を撤廃すること。
- (3) 実験試験局(宇宙無線通信を行うものを除く。)に係る登録検査等事業者が行う点検において、点検項目のうち、総合試験の点検項目の省略を可能とすること。
- (4) 特定実験試験局の使用する周波数について、ミリ波帯以上の周波数を拡大すること。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（1）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（3）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（4）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5940

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和2年9月15日（火）から同年10月16日（金）まで（必着）

※郵送の場合も同日必着とさせていただきます。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わなことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることができますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

担当：伊藤周波数調整官、田野第三計画係長

電話：03-5253-5875

FAX：03-5253-5940

電子メールアドレス：freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

※ スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所（所在地）
(ふりがな)
氏名（法人又は団体名等）（注1）
電話番号
電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見